

中野区教育委員会会議録

令和3年第3回定例会

令和3年1月29日

中野区教育委員会

令和3年第3回中野区教育委員会定例会

○日時

令和3年1月29日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時32分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

永田 純一

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 板垣 淑子

子ども教育施設課長 塚本 剛史

企画課長 石井 大輔

基本構想担当課長 永見 英光

○書記

教育委員会係長 金田 英司

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

5人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第9号議案 令和2年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について

(2) 第10号議案 中野区いじめ防止等対策推進条例の制定手続について

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

① 1月22日 「学校教育向上事業」研究指定校研究発表会（緑野小学校）

(2) 事務局報告

① 旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について（子ども・教育政策課）

②（仮称）中野区いじめ防止等対策推進条例案に盛り込むべき主な事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果について（指導室）

③ 令和2年度中野区学力にかかわる調査の結果について（指導室）

④ 中野区立小中学校施設改築の基本的な考え方（案）について（子ども教育施設課）

⑤ 中野区基本構想検討案に係るパブリック・コメント手続の結果について（企画課）

⑥ 中野区基本計画（素案たたき台）について（企画課）

⑦ 中野区区有施設整備計画（素案たたき台）について（企画課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は渡邊委員にお願いをいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

ここでお諮りいたします。

本日の議事事件の 1 番目、第 9 号議案「令和 2 年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」は、非公開の審議を予定しております。したがって、日程の順序を変更し、議事日程の最後に審議を行いたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

引き続き、お諮りをいたします。

本日の報告事項 2 番目、議決事件 2 番目の審査と関連した内容となりますので、日程の順序を変更し、議決事件 2 番目の前に報告を行い、続いて議決事件を審査することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、報告事項 2 番目「(仮称)中野区いじめ防止等対策推進条例案に盛り込むべき主な事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果について」の報告を受け、その後に議決事件 2 番目、第 10 号議案「中野区いじめ防止等対策推進条例の制定手続について」を審査することを決定いたします。

それでは日程に入ります。

<事務局報告>

入野教育長

最初に、事務局報告の2番目「(仮称)中野区いじめ防止等対策推進条例案に盛り込むべき主な事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「(仮称)中野区いじめ防止等対策推進条例案に盛り込むべき主な事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果について」ご報告いたします。

令和2年12月21日月曜日から令和3年1月12日火曜日まで、本条例に盛り込むべきパブリック・コメント手続を実施いたしました。提出された意見はありませんでした。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

<議決事件>

入野教育長

続いて、議決事件の2番目、第10号議案「中野区いじめ防止等対策推進条例の制定手続について」を上程いたします。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

第10号議案「中野区いじめ防止等対策推進条例の制定手続について」補足説明させていただきます。

本議案の提案理由は、いじめ防止等を図るための基本となる事項を定めるため、条例の制定手続を行う必要があるためでございます。

条例案は別添のとおりでございますが、18の条文と附則からなっております。

条例の目的、いじめや用語の定義、基本理念、区や学校等の責務、区や学校のいじめ防止基本方針の策定、いじめ防止に関わる連絡協議会や対策委員会、教育委員会によるいじめに対する措置や重大事態への対処などが定められています。

条例自体は、いじめ防止対策推進法に基づいてつくられておりますので、都や他の自治体の条例と大きく変わるものではないと思いますが、そこに定められた考え方につきましては、これまで教育委員会や子ども文教委員会にも報告し、ご協議をいただいたところでご

ございます。また、区民への意見交換会やパブリック・コメントも実施いたしました。

今回教育委員会で本議案を議決いただきましたら、区議会第1回定例会に提出してまいります。

条例の施行予定は、令和3年4月1日となります。

ご説明は以上です。ご審議願います。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたら、お願いをいたします。

田中委員

制定手続については同意したいと思っておりますけれども、確認をさせていただきたいと思っております。

今まで中野区では、いじめ防止基本方針に基づいていろんな対応をしていきたところですが、今回この条例を改めて制定するという事で、何か新たに盛り込まれた部分とかがあれば、教えていただければと思います。

指導室長

いじめ防止基本方針も、それから本条例も大もとには先ほど申し上げた国が決めました、いわゆるいじめ防対法に基づいてつくられておりますので、大きく何か異なっているということではございません。

いじめ防止基本方針が包括的に、特に学校や子どもがそれぞれ何をしていくのかということを中心に決められているのに対し、こちらの条例のほうは、どちらかというところ、それを社会全体の問題と捉えて、それぞれ区や区民等の責務、それを明らかにしたものと捉えております。

伊藤委員

今、お話にもありましたけれども、学校の教職員の責務ということに加えて、区民等という形で、それぞれの地域において見守りや声かけなど、子どもたちが安心して過ごすことができる環境づくりに努めることとするというようなことが盛り込まれていますので、今後制定された後、こういったことが意味合いも含めて周知されるようなことが大事なと思うのですが、周知の仕方とか、何か計画されていることがおありでしたら教えてください。

指導室長

今のご指摘に関しましては、ほかのいじめに関する対策委員会等でもご指摘をいただい

たところでございます。

当面はまず区報、ホームページ等ではお知らせしていきたいと思っておりますし、それから保護者や学校向けにはリーフレットなども、当初の段階ではそういうものを配布していくことを今計画しております。

ただし、ご指摘を様々なところで受けておりますが、そういうものをただ配っただけではなかなか周知が図れませんので、例えば様々な協議会ですとか、それから学校で開催される様々ないじめに関する対策委員会とか、それから学校評議委員会とか、いろんな場があると思っておりますので、その都度そういうものを利用していただいて、そこで話題にしていただいたり、学校の中でいじめ対策を、それをもとに進めていくような、そのきっかけにしていただければと思っておりますので、今後、方法については、改めて様々な方法を考えてまいりたいと思っております。

伊藤委員

ありがとうございます。ぜひ学校関連ということだけでなく、区の関連の経済的な団体、商工会議所のような経済的な団体ですとか、様々な角度から周知していただくことが重要なのかなと思っております。

また、関係機関等の責務ということも明記されておりますので、当然なさと思うのですが、すけれども、関係機関等にも周知をしていただくことが大事かなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

小林委員

今の伊藤委員からのお話に重なるところがありますけれども、やはりこうしたものに関して、今回の制定手続については肅々とお進めいただきたいと思うのですが、こういうものをつくって、いかに実効性のあるものにしていくかということは、やっぱり一番問われると思います。

この中にもありますように、いじめは重大な人権侵害であるという、そういう受けとめをしっかりと改めて学校でも認識していくためには、今、指導室長も言われたような様々な工夫を通してということですが、人権教育の研修と同様に悉皆で、そして毎年しっかりと行っていくという、そういう何か工夫をして、実行をしていただければありがたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

入野教育長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第10号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に、報告事項に入ります。

まず教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

1月22日金曜日、緑野小学校におきまして、「学校教育向上事業」研究指定校研究発表会が行われまして、入野教育長が参加されました。

以上でございます。

入野教育長

他に各委員から活動報告がございましたら、よろしく願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今、事務局から報告がありました緑野小学校の研究発表会に参加してまいりましたので、少しお話をさせていただきたいと思います。

こういう時期でございますので、研究発表会の方法につきましては、リモートでの開催に切り替えていただきました。授業についても、それから研究発表会についても、講師の先生は当日授業も見ていただいたり、廊下から見ていただいたり、それから講評及び講演をしていただいたのですけれども、講師の先生は来ていただいて、でもそれもリモートで、各学校にあらかじめ言われていて、アカウントがわかっているところが視聴できるということでございました。

私も参加をしてまいりまして、教育委員会代表の挨拶をリモートで発信という形で行いましたが、恥ずかしながら初めての体験でございました。これからの様々なこういう発表ですとか、研究会の新しい形を体験させていただいたと思っております。各学校がそれぞれ

れアクセスして入り込んできていて、見ていらっしやる様子もわかるというような状況でございました。

研究発表会自体は、緑野小学校はこれまでの5年間の積み重ねの上に、2年間の研究発表をしたということで、行われました授業自体についても、それまでの授業を分析したり評価したりして、新たに授業を組み立ててきているということが書かれておりまして、研究の一つの方法として、教育方法の一つとしてもすごく大事なことであったと思っております。

もう一つは、ここの学校では協調的な学びという言い方をしているのですが、まさにコミュニケーション能力とコラボレーション能力ということに重点を置いて、これから生き抜いて、場合によっては今の小学生は22世紀まで生きる子どもたちですので、そういう子たちにとっての、大事な力を育てているのかなということは印象に残りました。

知識構成型のジグソー法、昔、私たちはジグソー法というのをやっておりましたが、思考ツールを活用して、今注目されている教育方法ですが、そういう新しい部分も取り組まれて、今までの授業分析という教育が必ず行ってきた不易の部分と流行の部分もしっかりと取り入れて、子どもたちを育てているという感想を持ちました。これがまた次につながるものになっていくといいなと思っております。ありがとうございました。

他にご発言がございませんでしたら、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

それでは、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について」、お手元の資料によりまして、ご報告をさせていただきます。

旅館業法第3条第4項の規定に基づく保健所長から教育委員会への意見の求めに対しまして、従前の例による教育委員会の意見の申し出状況につきまして、令和2年10月から12月の期間におきまして、旅館ホテル営業について1件ございましたので、ご報告をさせていただきます。

その内容につきましては、別紙をご覧くださいと思います。中野区野方6丁目にお

きまして、北原小学校から108メートルの距離というところでございます。これにつきまして、100メートルを超えるということで、直接に教育活動に影響があるとは、現時点では考えにくいという学校からのご意見をいただいておりますが、教育委員会といたしましては、この記載でございますとおり、当該学校施設の清純な施設環境が著しく害されることにつきましての配慮を求める。また地域の良好な生活環境を保つための当該施設の管理者への指導を要望する。そして当該施設の管理者に当たって、責任持って管理されることを要請するという申し出をしております。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

質問がございませんので、本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の3番目「令和2年度中野区学力にかかわる調査の結果について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「令和2年度中野区学力にかかわる調査の結果について」、ご報告いたします。

資料の1の調査趣旨につきましては、学校そして児童・生徒自身が学習状況を把握し、その後の学習に役立てるとともに授業改善に生かすこと、教育委員会が課題を明らかにして今後の施策に生かすことなどがございます。

2の実施概要、3の方法・内容につきましては、資料のとおりでございます。小学校2年生から中学校3年生までを対象に、行事の関係で北中野中学校のみ9月2日に実施いたしました。ほかは9月8日から11日までの1日を設定して実施をしております。これは実は例年ですと、4月に実施しているところでございますが、本年度はご案内のとおり、4月、5月が臨時休業になったことや、その後様々なことでなかなか実施が難しかったこともあり、夏休み明けの9月に実施したということでございます。

4の調査結果の概要でございますが、小・中学校ともに全学年・全教科の平均正答率は目標値と同程度、もしくはそれを上回っておりました。

中野区では従来、平均点だけでは捉え切れない一人ひとりの学力の定着状況を把握するため、通過率という指標を導入しております。これは各教科観点別、項目別におおむね

満足できると判断できる点数、これを目標値としておりますが、それを設定し、その目標値を達成した児童・生徒の割合を通過率と呼んでございます。本区では、この目標値を70%以上の児童・生徒が通過することを、通過率が70%以上になることを目標としています。

目標値が設定されている項目は、小・中学校全学年・全教科で86項目でございます。通過率70%以上を達成した項目はここ数年上昇傾向であり、昨年度は一旦下降したものの、今年度は86項目中62項目、パーセンテージで申しますと72.1%で、設定した目標値を上回り、過去最高を達成してございます。

調査の分析といたしましては、特に課題につきましては、国や都の学力調査においても一般的な傾向として共通するところがございますが、全ての教科において幾つかの資料を比べたり、関連づけたりする内容を記述する問題や、理科では事象や実験・観察の結果をもとに考察し、自分の言葉で表現したり、説明したりする問題で正答率が低く、無解答率も高いという傾向にございます。

また昨年度に引き続き、学習上重要な語句や用語の理解を問う問題に課題が見られました。用語をただ暗記するだけではなく、その意味を深く理解し、それを活用して深く表現する力を育成することが大事と思っております。

今回このように通過率が過去最高というよい結果が得られましたが、まずは臨時休業等が長くなったために、非常にそれを心配されたところがございますが、こういう基本的な知識の定着という面では、ある一定の効果が得られました。ただし、逆に考えれば、このように基本的なものは定着しているのですけれども、学校の休業が長かった。それから授業時数が非常にタイトであったということで、子どもたちがお互いに意見を交わして、何かを考えたり、何かを問題解決していくということについては、そういう課題についてはなかなかテストの数値的な点数にあらわれにくいものかもしれませんけれども、そういうものに関しましては、やはり今後定着についてきちっとできているのかどうか。それからそういうことに着目するような指導は、ぜひ推進していく必要があると思っております。

各校の具体的な対応例につきましては、資料の中で教科別に示させていただきました。

今年度は夏休み前に学力調査を行うことができなかつたため、それを反映させた授業改善プランを9月までに作成することができませんでしたが、例年では夏休みまでに各学校において自校の結果について分析を行い、それに基づいた授業改善プランを作成し、9月以降の授業改善を図っておるところでございます。

また学力調査の分析結果や授業改善プランは、各学校の学校だよりやホームページ等で

公開しております。さらに各児童・生徒に対しては、夏休み初めの三者面談等で個票を返却して、一人ひとりの課題を明らかにし、夏休みの家庭学習につながるように、例年では働きかけてございます。今年度も当然、これが大きく遅れてしまったのですが、各学校におきましては、これに準じた対応をしているところでございます。

教育委員会といたしましては、独自に学力調査の分析を行い、学校に提供する一方、学力向上委員会において、各教科の学識経験者の指導のもと、学力調査の分析及び課題解決のための方策をまとめ、各学校に提供しているところでございます。また教員研修、特に若手教員育成研修の充実に努め、教員の授業力の向上を図ってまいりたいと思っております。

ご報告は以上です。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

田中委員

報告ありがとうございました。いろいろな要因があるにせよ、子どもたちの学力が、これを見る限りは向上しているというのは大変よかったなと思います。

例えば、国語の下の表ですけれども、こういうのを見ると、上昇の割合がすごく大きいような気がするのですけれども、今、報告いただいたように、リモートでの授業とかそういったことのほかにも何か考えられる要因というのはあるのでしょうか。

指導室長

やはり例年よりも5カ月ぐらい後に行ったということで、体力調査なんかもそうだと思うのですけれども、非常にそこは大きかったのではないかと思っております。今おっしゃったとおり、休業期間中であっても、学校で課題を出した。比較的に、例えばここにあるような書く力とか、読む力もそうかもしれませんけれども、漢字を覚えたり、読み書きをしたりとか、そういうことは休業中でもしっかり子どもたちは課題に基づいて行っていただいたところでございますので、そういう面で基礎的な学力は定着したものと考えております。

田中委員

いい意味でのそういった部分は、これからまたぜひ生かしていただければなと感じました。

以上です。

渡邊委員

いろいろな事情があるにせよ、田中委員が言われたように、結果的には非常に向上している。これについては喜ばしいことで、成果が出たのではないかと、そんなふうを受けとめて構わないとは思っております。

ただ、小林委員もいつも言われているように、新しい時代に入って行く。そして今回新型コロナウイルス感染症のことでいろいろな形で、昨年度と違った形がある程度悪い結果につながったことと、いい結果につながったこととあるかと思えます。いい結果につながったことについては、従来のやり方よりも新たなやり方のほうがよかったという。ここでは評価というよりは、可能性を秘めているということだと思えます。

そうした場合に、ここはよい結果が出たのであれば、なぜよい結果が出たのかということ、いつも以上にしっかりと分析する必要があるのだらうと思えます。それで、そこを、よかっただらうと思われるものについては、明確に今後の指導に役立てる方法を、これは当然なのですけれども、言われなくてもやっていたかとは思いますが、ここはあえてよかっただらうと思われることをしっかりするべきだと思えます。

この時点でも、来年度の予定があるかと思えます。もし今度、例えば学力テストをしたのが4月ではなくて9月になった。5カ月遅れたということに関して、それが功を奏したというのであれば、来年度も9月にやるべきなのではないかと。4月にやってしまったら、そのデータ自身がまたぶれてしまうし、それが大きいとなれば、9月にやらなかったら、ベースがずれてしまうとやはり評価がしにくくなる。どうしても観察研究なのでそうはいかないのですけれども、ある程度ベースをそろえないといけない。そうしたらいつもどおりまた4月にやりますと言ってしまったら、やはりあまり考えていないことになってしまいますし、今指導室長が言われたように、9月にやったのが恐らく大きい影響だらうということであるのであれば、9月にやらないといけないのかなと思えますし、ある程度こういういいデータが出たときにこれはチャンスで、我々が新しい方向に向かうためのいい結果を持ったから、なぜよかったのかをしっかりと分析して、いい方法を、新たな方法を見出したわけですから、それをいかに活用していく、それを取り入れていくかということを検討していただきたいなど。

本当に忙しい中ですが、学力というのには、学校においては重要なテーマの一つでありますし、このあたりは無駄なくしっかりと分析して、みんなで検討して、そしてよかろうと思ったものについては、来年度に関しては、やはり取り入れていくという。違った形

を明確に示す必要があるのだらうと思いますので、ぜひそのあたり、みんなに見える形で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

指導室長

ご意見ありがとうございます。実はこのテストはもうご案内のとおり、ベースになっているのは、学年の初めの学力の経年比較をずっとしておりますので、むしろ今年のほうがそのベースのところはずれているという状況でございます。

それからもう1点、先ほど申し上げましたが、このテスト自体は、その学年のなるべく早いうちに、受け持った子どもたちの学力の状況、前学年までの学力状況を把握して、それをその学年の授業改善につなげようという意図がございますので、そういう意味としましては、なるべく早い時期に把握して、そこの傾向をつかんで、夏までに授業改善プランをつくって、夏以降の授業に生かすというサイクルで行っておりますので、今ご指摘のような効果が出るようなこともあるのですけれども、そういう意味合いもございます。

例えば、このテスト自体は4月に行うのですけれども、今ご指摘いただいたように、例えば9月ぐらいにもう1回それを検証するようなことをもう1回やってみるとか、そういうことでその変容を見るとか、そういうこともできると思いますので、検討させていただければと思います。

渡邊委員

ありがとうございます。そこまで考えていただいているのであれば、よろしいかと思えます。

昨年だけ9月にやっていて、実際にはそのときの学力というのは、新型コロナウイルスの影響が始まってからの学力では本当はないのですよね。その前の年なのですよね。ですから、必ずしもリモート授業がよかったとか、そういう話も問題はあるかもしれないのですけれども、今のようにそういった形で検証していただければよろしいかなと思います。

むしろ今年のほうが4月にやると、昨年度というのは恐らく空白の1年だったような感覚で、その前の比較として検討すれば、今度こそこのリモートの授業の、遠隔授業その他等の対策がどの程度影響を与えたかというのはわかりやすいかと。私もそう思います。ですから評価の仕方、こういうふうに大きくずれた場合には、何らかの形でそうやって、やっていただければいいきっかけと、何かを見つけ出すきっかけになるかもしれませんので。

例えば、そういう9月にやったことによると、その意見で全体的に全部上がればいいのですけれども、下がってしまっている子。70%は超えていながらにしても、下がってしまっ

ているものもあるのですね。9月になって下がってしまうというのも問題が。逆に言うと、ちょっと問題かなというのがありますし、こういう結果に関しては、せっかくのデータなので、少ないデータの中にも、ある程度の可能性を見出していきたいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

伊藤委員

学力、今年は本当に心配なところがありましたので、こういう結果が出たことは、先生方や子どもたち、ご家庭含めて皆様の努力のたまものだと思うので、ありがたいなと思っております。

ただ、やはり気になりますのは、社会科ですとか、特に理科ですとか、今活用型の知識、技能ということが言われていると思うのですが、そういう実験のデータや社会調査のデータなどなど、データに基づいて何かを推論したり、考えたりということについては、課題が残っているような感じがしますので、対策のところにも、的確に対策について書いていただいていますので、それをもとに各学校で工夫をしていただけるといいなと思いました。

そういう観点から申しますと、昨年度も中1から中2の移行ところで値が下がってしまうという、コホートの見たときに、ということがあるように思うので、今年に限ったことではないのだろうと思うのですけれど、やはり小6から中1というものもありますけれど、それ以上に中1から中2になったときの学力というか、通過率が減ってしまうというところで、中学校に入って、初めは6年生までの復習的なことも多いと思うのですが、本格的に中学校の勉強になったときに、通過率が下がってしまうということがあるのかもしれないので、多様な分析をしていただいて、来年度に向けてまた工夫をしていただけるといいなと思いました。

以上です。

小林委員

3点お話をしたいと思います。

一つは、この中にも課題として、ここでは無解答率ですか。いわゆる無答率が相変わらず多いということがありました。これは平成15年、18年の学力調査が社会的に大きく取り上げられた時点から言われていたことだと思うのですね。やはりこのあたりは、もう一度中野区としてどういった指導が必要だろうかということ、ぜひ追求していただきたいなという点であります。

それから2点目は、先ほど渡邊委員が言われたように、これまでこの学力調査について

は、いわゆる子どもの評価というよりも、それを通して指導をどのように改善していくかという、大切な機能を強調していたわけですが、どうしても課題に焦点がいきやすいのですが、今、渡邊委員が言われたなぜ伸びたのか、なぜ成果が上がったのか。こちら辺は、今回のこういった様々な感染症対策の中で、今までと違った授業を進めてきた中で明確にしておくことが大事ではないかなと思います。一般的に知識、理解という点においては、リモートのほうが高まるのではないかということは大分最近言われてきておりますので、今後において、リモートをどのように教育課程の中にうまく取り込んでいくかというのは、非常時ではなくて、またもとに戻ったときにも有効活用していくような、先々を見据えた視点が必要かなと思います。

それから3点目は、学習指導要領の改訂に伴って、今度は評価の観点が大きく変わりますので、その辺を見据えて、来年、再来年の実施に関しては、今からしっかりと準備をしておくことが必要かなと思いますので、その点の進め方についても、ぜひ今から計画を立てて、着実に来年実施できるようにしていただければありがたいと思います。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見をいただいて、今後しっかりとまた再度分析、それから来年以降についても考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の4番目「中野区立小・中学校施設改築の基本的な考え方（案）について」の報告をお願いいたします。

子ども教育施設課長

「中野区立小・中学校施設改築の基本的な考え方（案）について」、ご報告いたします。

今後の小・中学校施設整備につきましては、その基本的な考え方となります良好な教育環境の整備に向けた学校施設の計画的な改築、そして改修の方向性について、昨年10月に教育委員会におきましても、ご報告をさせていただいたところでございます。その上で、本報告におきましても、学校施設の改築における基本的な考え方についてご説明するものでございます。

資料の1番、学校施設改築の基本方針といたしまして、まず(1)、学校施設の持続可能性向上でございます。学校施設は児童・生徒の学びの場であると同時に、地域コミュニティ

の拠点である。そういう役割も担ってございまして、学校施設に求められる機能は時代とともに変化を続けていくものでございます。

こうしたことから、今後改築する学校施設は長期間使い続けられるだけでなく、これからの学校教育や社会情勢の変化にも柔軟に対応でき、また地域における最大の公共施設であるといったところから、良好な施設環境の維持、そして発展が可能となるよう整備を進めてまいります。

(2) 学校施設の更新時期でございますが、既存の学校施設につきましては、建築後 70 年までに順次改築を進めていくことといたします。なお、改築を迎えるまでは、改築済みの学校との間に著しい格差が生じることのないよう、適切に維持管理、改修を計画的に実施してまいります。

続いて 2 番、効率的な学校施設の改築の推進でございます。これまで学校施設を改築する際には、教室の規模や数量等につきましての標準仕様を設定し、改築の効率性向上に取り組んでまいりました。この標準仕様につきましても、今後の新型コロナウイルス感染症対策や学級編成基準の変更などを見据えた上で、変更を検討していきたいと考えてございます。仕様の変更につきましては、既に改築を終えた学校の運用状況などを検証しまして、改善策を反映するほか、新たに設備機器や内外装の仕上げ等についても、標準仕様の考え方を示していきたいと考えてございます。結果として、今後の改築費用や維持管理経費等の削減につなげられるものではないかと考えてございます。

そのほかにも学校施設改築に関連する委託業務ですとか、整備工事の発注方法等につきましても検討を行いながら、整備費用の圧縮、整備期間の短縮に向けた取組も進めていきたいと考えてございます。

次に 3 番、学校施設改築の進め方でございます。

まず(1)で、施設整備計画の改定でございます。現在改定に向けた検討を進めてございますが、計画期間につきましては令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間といたしまして、その期間中に改築に着手する学校施設については、その時期ですとか手法等を計画に盛り込んでいきたいと考えてございます。各学校の改築時期につきましては、それぞれの施設の改修状況、改築の際における代替校舎の活用可否、将来の児童・生徒数の動向のほか、まちづくり等の地域事情、そういったものを含めまして、総合的に取りまとめて設定をしていきたいと考えてございます。10 年間の計画期間ではございますけれども、5 年後をめどに、その時点における社会情勢等を反映しながら、必要に応じて改築の時期、そして手

法等についても見直しを行っていきたいと考えてございます。

(2)では、計画期間中に改築整備、そして新校舎整備に着手する学校施設の案をお示ししてございます。表1にございますけれども、こちらはこの10年間の計画期間中に改築に着手する学校施設の案を示してございます。表の中では学校施設、行政順にお示しをしております。これから改定を進めていきます学校施設整備計画の改定素案におきましては、具体的な整備着手の順番ですとか、方法のほうも明らかにしていきたいと考えてございます。

お隣、3ページの(3)には、この10年間の計画以降に改築整備に着手していく学校施設の案として、表2でお示しをしております。令和13年度以降に改築する考え方でございます。これらにつきましても、5年後をめどに実施いたします計画の見直し、その際に併せて時期ですとか手法等も検討を進めていきたいと考えてございます。

最後に今後のスケジュールでございますが、今年の3月にはこちら小中学校施設整備計画の改定素案をお示しし、その後意見交換会ですとかパブリック・コメント、そういった手続を実施した上で、8月に計画の改定を行いたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご発言がございましたら、お願いをいたします。

田中委員

説明ありがとうございました。一つ教えてほしいのですが、70年をめどにということが出ていましたけれども、例えばこの桃園第二小学校は今57年たっているということで、この時点でもし改築したら、ここからまた70年使えるような校舎になるということなのか。

子ども教育施設課長

既存の現在建っている学校につきましても、70年は建物としてはもつという考え方です。そして建替えをした後も70年、そして80年ほどはしっかり施設として維持管理をしながら、保全をしていきたいと考えているところでございます。

田中委員

あともう1点、効率化という意味で、標準仕様を決めてということは大変いいことだと思うのですが、その後に書いてあります学校の特色というの、教育的な特徴を打ち出すためにも施設というのは重要だと思うのですが、標準仕様と各学校との特色と

の間で、どこまで標準仕様に縛られるというか、ちょっと言葉は悪いですけども、その辺はどんなふうなイメージなのでしょう。

子ども教育施設課長

確かに標準仕様という考え方を設けますけれども、特に建物というのはそれぞれの建つ地区ですとか周りの環境、そういった点でそれぞれかなりもうその時点で特色が当然ございます。ですので、あくまでも標準仕様は、こちらに示している教室の数ですとか大きさ、そして設備の仕様ですとか内外装の仕様、その上で各学校の地域事情とかを反映をしていくことで、特色が生み出せるものと、そしていわゆる学校の伝統というのですかね。教育における伝統というものもヒアリングをさせていただきながら、十分生かしていけるように、例えばですけども、今後改築を行う中野本郷小学校ですと、いわゆるグリーンガーデンという特色ある緑地がございます。そういったものは当然しっかりと残して、生かしていきたい。そういった考え方をそれぞれの学校で進めていきたいという、そういったところでございます。

田中委員

冒頭にも書いてありますけれども、地域の中での非常に大切な公共施設という位置づけですので、ぜひそういった特徴を生かした改築を進めていただければと思います。

以上です。

渡邊委員

田中委員も今心配されていたように、標準仕様という言葉、学校施設の改築の推進の2番のところで書かれているところ、標準仕様というのは、今までは30人学級を面積で四角く区切るような、何となくそういうイメージの標準仕様というのを強く感じていたのですけれども、この文章の中に、新しい施設もニーズに対応できるように仕様の変更を常に検討していくと。学校の運用状況を検証しながら、また標準仕様の考え方も変更するのだという、こういったことを明記しながら、やはり公立学校でありますから、学校ごとに大きな差が生じないように標準的な仕様を考えると受けとめられる。そういった文章が、こういったところで書かれておまして、その標準仕様の考えを新たに示すということと、建築費用、運用も削減を図れるようなことも考えているということで、この辺に新たな考え方を入れていただいて、この文章が基準になるのであれば、非常にうれしいように感じております。

また、今までどうしてもこの学校建設の中で、私たちとしても疑問を感じていたのです

けれども、学校施設に関する委託事業、整備事業に関する発注方法等についても、新たな検討というのを。変えるとは言っていないけれども、そういったところにも着目して、一体化することによって、工期の短縮や費用の削減なんかを求めるような、こういった文章も盛り込まれているということで、少し安心しました。

ぜひ今後、この予定を見ますと、もう毎年毎年やっていくような感じになりますけれども、大変ですけども、その都度その都度検証続けて、よりよいもの、新しい校舎が今回もできまして、見に行ってくると、正直に言うと、新しくできたものほどよく感じます。ですから、そういった学校を子どもたちに提供できるように頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

伊藤委員

大変な計画、長期的なものをありがとうございます。この10年間のものと、先に一つ質問なのですけれども、先の10年間にやるものとそれ以降、令和13年度以降にするものというのは、当然平均値をとれば令和13年度以降のものの方が、現状の使用年数が短くなっていますが、令和13年なので、これに10を足すとなると結構な年数がたっていたりもするのですけれども、今お話があったように70年から80年は耐久性があると現状の建物についても考えて、よく、なおかつ多少年にばらつきがある部分、少し若い建物なのだけれども先にやろうとか、そういうのは特段の理由があったりして、こういうふうに進めるのが合理的だというご判断だということですよ。

子ども教育施設課長

委員おっしゃられるように、単純に経過年数だけで順番をとということではなく、まさしく様々な事情を鑑みた上で、順番というものは設定していきたいと思います。そして70年たったとしても、その瞬間もう使えなくなるということにはならないように、しっかりと施設のほうを維持してまいりますので、そういった点もご心配のないように進めていきたいというふうに考えてございます。

伊藤委員

ありがとうございます。ぜひそのようにお願いできればと思います。

それから、やはりその標準仕様という言葉なのですが、なるべくその言葉が何かを制限するものにならないようにという観点から言うと、最低基準を示したものであって、それ以上のものにしようということだとか、何がしか何か統一することのコスト減という話と、最低限ここはこれよりもよいものにしようよという基準という意味と、何か2種類違うも

のがあるような気がするので、後の方が読まれたときにそういったところも理解ができるように、何がしかしておいていただけると、縛りにならなくてよいのかなと思いました。

特に標準仕様というのは難しいなと感じるのは、さきに報じられておりましたけれども、小学校でも教科担任制ということになると、では教科の準備室を用意しなければいけないのかなとか、本当に教育政策が変わるたびに、やっぱり標準的に必要になるものが変わってくるということがあると思いますので、ぜひフレキシビリティというか、あるいは汎用性と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、そういったこともお考えいただいて、余裕を持った、子どもたちがわくわくするような特色のある校舎づくりを今後も進めていただけると、大変ありがたいなと思いました。要望です。

以上です。

小林委員

私も実は各委員と全く同じところに反応してしまして、これやっぱり標準仕様のところが、一番今お話伺っていて、ぜひ考えていかなければいけないなというところであります。まさに伊藤委員が言われたように、柔軟性のある標準仕様ということなのですが、標準仕様という、ある程度最低基準を定めて、広さであるとか形であるとかというふうに思いがちですが、やはり教育に関しては様々なパターンというか質があるということで、私はぜひ全国のいろいろなところを、事例を参考にすることが非常に重要じゃないかなというふうに思っています。

オープンスペース一つとっても、私は非常に自分自身もなかなか答えが出なくて、どうやって有効に活用できているのか。実は私がオープンスペースと出会ったのは学生時代で、今からもう四十数年前、かれこれ半世紀前になりました。沼津市にある私立の加藤学園という最近スポーツで大分有名になった学校ですけれども、ここではもうオープンスペースを小学校から取り入れて、かなりパイロット的にどんどん進めてやってきました。そういったもののひとつブームで、様々な公立学校でオープンスペースをつくっているのですが、どこまで有効に活用できているのかというのは、非常に疑問に思うことがあります。

教科教室型も同じで、これも、もう40年以上前に目黒区が第一中学校を教科教室型にしたのですが、なかなかうまくいかなかったと。しかし、今また目黒中央中では教科教室型を新たな形に入れて着実に成果を上げています。果たして中学校における教科教室型、今度は小学校も高学年がそういったものを取り入れていくとすれば、今後の課題になってくると思うのです。そうすると、教育内容とその特色と学校施設というのは、かなりいろん

なパターンが考えられてくるということで、標準仕様という言い方が果たしていいのかどうなのかというのは、今後一つの大きな課題になってくるかなと思います。

田中委員が言われていた特色ある教育との関係ってというのは、私は大いに気になるところです。ただ、公立学校における特色ある教育というのは、なかなか進まないというのが実態だと思います。場合によっては、区が施策を示しながら、教育内容をある程度形づくってデザインしながら進めていくというのは、例えば一貫校をつくるとなると、義務教育学校をつくるとなると、そうした仕様の学校がいわゆる6学年・3学年でなくて、9学年用のものが必要になってくるわけですね。そうした教育内容から必然的に必要になってくるもの、例えば国際理解教育をやるといったら、別に普通の校舎でもできなくはないわけですね。ですから、そういった教育内容とどうリンクするのかということは、教育の施策と一体的に展開していく必要があると思うのですね。

私は今後特色ある教育活動を進めていく際には、やはり建物はすごく大きな役割を果たすと思いますので、また最初に戻りますが、いろいろなパターンというか、いろいろな地域の、全国的に、そういうのを参考にしながら進めていかれることが重要だと思いますので、ある意味では、ちょっと言い方がよくないかもしれませんが、夢のある話だと私は思っています。そういう夢のある話の中で、中野区の子どもたちが大きく育つように願っていますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

以上です。

伊藤委員

繰り返しのようになるのですが、今の夢のあるお話というご指摘もあったように、10年後に建築計画をスタートして、そこから80年もつ学校というのは、おおむね今から考えると100年後の教育を見越さないといけないということになるので、本当に100年後に子どもたちにどんな教育をしたいかということを考えるような長期的なビジョンが必要になってくると思いますので、ぜひ、本当にお忙しいと思いますので、何か工夫をさせていただいて、現在のいろいろな施設の見学ですとか、その10年間にまたその後、100年後のビジョンを温められるような、何か目に見えない、目の前の建築だけでない。目に見えない準備期間みたいなものを十分とっていただけるような工夫というのが、教育委員会全体でも、区全体でも考えていただけるような方向性というのが大事なのだなということを思いました。どうかよろしく願いいたします。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

いただいたご意見を参考に、次の案のほうにも生かしていきたいですし、さらにその先にも生かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本報告は終了いたします。

続きまして、事務局報告を行います。

事務局報告 5 番目及び 6 番目につきましては、基本構想担当課長に出席をいただいておりますので、それぞれ報告をしていただきます。

それでは、事務局報告の 5 番目「中野区基本構想検討案に係るパブリック・コメント手続の結果について」の報告をお願いいたします。

基本構想担当課長

それでは、中野区基本構想検討案に係るパブリック・コメント手続の結果について、ご報告をいたします。

意見の募集期間につきましては、令和 2 年 12 月 6 日から 28 日まで実施をいたしました。提出者でございますが、23 名の方からご意見をいただいております。

意見の概要及び区の考え方につきましては、別紙 1 のとおりまとめてございます。

こちらのうち 2 番のご意見について、趣旨を踏まえて、記述を見直したものでございます。また 4、5、6 につきましては、子どもの育ちに関する領域に関するご意見でございました。

それから 3 ページの個別の施策内容等に関する意見、基本構想とは別に、個別の施策内容に関する意見についてまとめてございます。3 から 7 につきましては、子どもに関連するご意見ということでいただいております。

初めの資料にお戻りいただきまして 4 番、提出された意見等により変更した箇所でございますが、記載のとおり変更してございます。変更を踏まえた全文については、別紙 2 のとりにまとめてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

今後のスケジュール（予定）につきましては、この変更をした上で議案として、区議会第 1 回定例会に提案したいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたら、お願いをいたします。

伊藤委員

とても小さな、余計なことかもしれないのですが、多様性を「生かす」というこの漢字、いつも私もすごく考えて使うのですが、活用の「活」を書く場合と生命の「生」を書く場合とあって、ほぼ同じ意味と書いてある辞書とかが多いので、いいのかなとも思うのですが、どちらかという生命の「生」は殺さないで生かすというほうに近くて、活用のほうはそれを活性化していくとか、活用していくという意味だと思うので、文言、十分ご検討いただいたのだと思いますので、大変失礼なのですが、どちらを使うかというのも重要なことかなと思いましたので。

基本構想担当課長

こちらにつきましては、区のほうで文言の使い方について担当している部署がありまして、そちらで確認の上、区の使い方としてはこれが正しいということで、このようにしているものでございます。

田中委員

この最後のほうの個別の施策内容に関する意見というところで、子どもが主体的な外遊びができるというところが、11人同趣旨の意見を言われた人がいたということで、この中を見ると一番多い意見だったのですが、この辺はこの中にどんな形で生かされているとか、そういった部分はあるのでしょうか。

基本構想担当課長

こちら個別施策内容に関する意見ということで、いわゆる基本構想の文章そのものに対するご意見ではなかったという整理をさせていただきます。

全体の内容としては、本文の別紙2のほうですが、こちらの中の4番目ですね。「子育て世帯が住み続けたいまちをつくります」という中に、魅力的な空間施設などということがありますので、そのような中で、基本計画の中で検討するという整理にさせていただきます。

渡邊委員

資料を見ていると、それぞれのご意見に対して、これの中に、ここに書いてありますよと書いてあるだけで、実際パブリック・コメントを求めたときに、区民からのご意見を今回この中に、田中委員も言われたけれども、こういったところを新たに区民のご意見を聞いて盛り込みましたというような、そういったものの表現がここの中にはなかったのかなという。実際になかったのですと言われればそれまでなのですが、こういったご意見をいただいて、こういった部分を、内容を検討しましたとか、そういったものもあると

よかった。そのあたりもこの中から読みにくかったので、もう少しわかりやすくしていただくといいかなと思いました。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の6番目「中野区基本計画（素案たたき台）について」の報告をお願いいたします。

基本構想担当課長

それでは、「中野区基本計画（素案たたき台）について」、ご報告をさせていただきます。

基本計画につきましては、先ほどの基本構想なども踏まえて、これまで検討進めていったところをございます。素案として作成をする前に、今回素案たたき台としてご報告をするというものでございます。こちらは、区として素案に盛り込む内容を想定してまとめたものでございまして、今後さらに検討を深めて素案として作成すると考えてございます。

1番の基本計画素案たたき台でございますが、基本計画は自治基本条例に基づき、基本構想を実現するための計画として策定するものでございます。

また計画期間につきましては、令和3年度から7年度までの5年間ということでございます。

(1)構成及び概要でございますが、全部で5章から成り立っておりまして、第1章が計画の基本的な考え方ということで、策定の趣旨、位置づけ、構成、計画期間、進行管理について整理をしてございます。

第2章は策定の背景ということでございまして、基本計画の策定に当たりましての区を取り巻く社会状況等の変化、人口動向、将来人口推計、また財政見通しといったところを示してございます。

第3章が重点プロジェクトということで、政策及び施策を効果的、効率的に推進していくために、組織横断的に対応することが必要な政策課題につきまして、「重点プロジェクト」として設定をしてございます。

続いて第4章でございますが、基本構想において描いている目指すまちの姿、そちらを四つの基本目標というふうに取りまとめまして、政策及び施策を体系的に整理しており

ます。各政策においては、現状データ、現状と課題、「施策の方向性」、また「成果指標と目標値」「主な取組」、その中に主な事業も入っております。また「事業の展開」ということで、前期と後期に分けて設定をさせていただきます。

第5章、こちらは区政運営の基本方針ということでまとめているものでございます。

それでは、別紙のほうをご覧くださいと思います。

第1章につきましては、2ページから記載をしておりますので、ご覧くださいと思います。

第2章につきましては、7ページに表紙がありまして、8ページから内容を記載しております。こちらの中でございますけれども、社会状況の変化の中で、前回骨子としてご報告いたしましたが、そのときには入っていなかった(6)SDGsの推進というものを盛り込んでございます。また将来人口推計、財政見通し、こちらについてもお示ししてございます。

また第3章の重点プロジェクトでございますが、こちらは33ページから内容を記載してございます。こちらのプロジェクトでございますが、三つのプロジェクトということで設定をしました。骨子のときは二つだったのでございますけれども、一つを追加をしてございます。一つが「子育て先進区の実現」、二つ目が「地域包括ケア体制の実現」、三つ目に追加したプロジェクトとして「活力ある持続可能なまちの実現」ということで掲載をしてございます。

具体的な政策、施策でございますが、こちらは43ページから記載をしてございます。教育委員会、子ども教育部に関する施策ということでご紹介させていただきますと、93ページからございます。基本目標2ということで「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」と。その中で政策が五つ掲載をしてございます。政策6「子どもの命と権利を守る」。政策7「社会の変化に対応した質の高い教育を実現する」。政策8「まち全体の子育ての力を高める」。政策9「子育て世帯が住み続けたいまちをつくる」。政策10「若者のチャレンジを支援する」ということで、いずれも先ほどご説明いたしました基本構想に沿ったような形で整理をしてございます。

次に、95ページのところで政策6「子どもの命と権利を守る」。指標が設定されておまして、下の部分にさらに細かく施策が四つ記載されてございます。12から15の施策ということで記載されているものでございます。

次の政策に行かせていただきまして、次が政策7ですね。111ページでございます。「社

会の変化に対応した質の高い教育を実現する」ということをございまして、施策が四つございます。16が「子どもたちの『生きる力』を育む教育の充実」、17が「発達の課題や障害のある子どもへの教育の充実」、18が「特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進」、19が「これからの学びに対応した学校教育環境の整備」ということをございます。

続いて127ページに政策8として「まち全体の子育ての力を高める」と。こちらは四つの施策から構成をされております。

続いて141ページ、政策9として「子育て世帯が住み続けたいくなるまちをつくる」、これは二つの施策から構成をされております。

続いて149ページ、政策10、「若者のチャレンジを支援する」ということで、こちらも二つの施策から構成をされております。

その後第5章「区政運営の基本方針」。こちらにつきましては、269ページから記載をさせていただきます。三つの基本方針、記載の基本方針を定めて、区政運営を進めていくという考えでございます。

冒頭の資料にお戻りいただけますでしょうか。今後のスケジュール（予定）でございます。今年の3月に素案として作成いたしまして、その後4月に意見交換会等を実施して、6月に案を作成してパブリック・コメントを実施し、8月に策定をしたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたら、お願いをいたします。

田中委員

膨大な内容なので、見たところ、感じたことなのですからけれども、こういうのが普通なのかもしれませんけれども、生活指標と目標値というところで、例えばこの96ページの「子どもの権利の尊重と理解促進」のところでは、子どもの権利が守られていると思う区民の割合とか、児童・生徒の割合とかっていう、非常にこの視点もすごく大事だと思うのですけれども、具体的な行政側の成果というのが少しわかりにくいのかなと。

例えば、この143ページのように、子育て世帯の住宅のところでは、満足している家庭の割合と、それから行政側の指標として水準以上の住宅に住まう子育て世帯の割合とか、区民から見た受け取る評価と、それから行政側としてこれだけのことができるかという評

価と、うまく出ているような気がするのですけれども、さっきお話しした子どもの権利のほうは、指標が難しいということもあるのかもしれないのですけれども、その辺はどういう捉え方なのか。教えていただければと思います。

基本構想担当課長

この指標につきましては、可能な範囲でいわゆる定量的なものや定性的なものというような形で設定をしたいというような、そういった整理は最初ございました。

そういった中で、それぞれの部とやり取りをしながら、指標設定をしたということでございますが、なかなか、両方とも定性的になってしまったりとか、施策の内容によって判断せざるを得ない部分がございます。今ご紹介いただいた施策については、いわゆる権利の尊重と理解促進ということで、いわゆる認知度であったりとか、そういったところの指標のほうに適しているのかなということで、これに関してはこのような形になっているということでございます。

入野教育長

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

ここで、基本構想担当課長は退席していただければと思います。ありがとうございます。

事務局報告の7番目につきましては、企画課長に出席をいただいておりますので、「中野区区有施設整備計画（素案たたき台）について」の報告をお願いいたします。

企画課長

私からは、中野区区有施設整備計画の素案たたき台ということで、ご報告させていただきます。

昨年12月の段階で、区有施設配置の考え方ということで、その概要をお示しをさせていただきましたが、今回この計画の素案たたき台ということでまとめております。

初めに、この説明の資料の別紙のほうで具体の記載の部分についてご案内したほうがいかなと思いますので、こちらでご案内をいたします。

お開きいただきまして、目次見ていただきますと、1部から4部という構成で作成しております。

初めの総論の部分でございますが、ページ開いていただいて、2ページでございます。まずこの区有施設計画の概要ということで、策定の目的を初めに記してございます。この

区有施設につきまして、この再編、整備、利活用の計画及び施設の保全の方針を示したものであるということで、区有施設全般の財産経営の観点から取りまとめた総合的な行政計画という位置づけとなっております。

3 ページでは計画期間でございますが、こちらについては令和3年から令和12年度の10年間の計画ということで考えております。先ほど小・中学校の整備計画のお話もございましたが、同じ期間ということで設定をしております。

続きまして4ページでございますが、計画の対象施設ということで、それぞれ250の施設が載っておりますが、その下の円グラフ見ていただきますと、今回この施設で、施設の割合ということで申しますと、幼児・児童施設というのがやはり一番多く占めますし、延床面積ということで、小・中学校の面積が一番多いというのが、これが現状でございます。

それからちょっと飛ばしまして、6ページからが区有施設の現状ということで、区有施設の延床面積等の情報がございますので、お読みいただければと思います。

それから8ページでございますが、区有施設の建築年数ということで載せております。上のほうの円グラフの左側にも建築年数がございますが、30年以上たっている建物が非常に多いということでございます。先ほどの小・中学校の築年数といったところでも50年以上たっているところが多い。このあたりがまさにその小・中学校の部分ということもございます。

その先ちょっと飛ばしまして、11ページからは区の人口でございますが、12ページを見ていただきますと、年齢の区別の人口ということで、その中野区の図の中で人口の特徴ということで、子どもの人口の多いところ、高齢者の人口の多いところといったようなところでお示しをしております。やはり同じ区内でも、子どもの人口の比率の高いところ、それから高齢者の人口の高いところ、それぞれございます。これはやはり地域の特徴が出ているなというところがございます。

それでは次に13ページからは、施設の再編・管理の基本的な考え方ということでまとめてございます。

15ページには基本方針ということで、5点まとめてございます。「区民の日常生活圏域等を踏まえた適正配置」「機能に応じた施設の再編」「効果的、効率的な施設整備の推進」「適切な改修・保全の推進」「資産の有効活用」、こういった考え方を示したものでございます。こちらについては、お読みいただければと思っております。

その先にいきますと、23 ページからは今度は施設更新経費及び延べ床面積の考え方ということで、まずは施設の更新経費の将来推計を取りまとめたものでございます。これも先ほどの小・中学校の考え方を踏まえまして、ここを出している更新経費ですが、これまでについては小・中学校は50年をベースに建替えということで試算をしておりましたが、先ほどの話もございましたとおり、70年ということを中心に更新の経費を試算をしております。また今後小・中学校の改築については、各年度1校程度工事着手していくということで試算をしたものでございます。

24 ページのところでは、今後20年間の施設の更新経費をグラフで積み上げたものになります。これはもちろん小・中学校だけではなくて、区有施設全体ということにはなりませんけれども、老朽化している施設の更新ということになりますと、これから非常に経費がかかるというのが今の状況でございます。財政的な観点からしましても、さらに平準化あるいは再編、こういったことを進めていく必要があると認識をしております。

25 ページからは、その財政フレームということで、今後の10年間の財政フレーム、これは基本計画のほうにも載っておりますが、これらの施設の更新経費、それらも踏まえたフレームということで示しております。

26 ページでございますが、財政に関しては基金、起債、そうしたものの活用をしております。現時点で今後のフレームを見ていきますと、上のところでは、基金になりますが、小・中学校の改築につきまして、やはり基金を活用していくということになります。その点で繰入れをしていくということにはなりませんけれども、一方でなかなか積立てが難しい状態になっているということもございます。今後、財政的な健全化なども進めながら、今後のさらに長期にわたる学校の教育施設の整備、これらについて検討してまいりたいと考えております。

それから、次に28 ページからは、各施設の配置・活用の考え方ということでございます。教育委員会関連でございますと、32 ページをご覧ください。このあたりは12月に示したものとほぼ同じ内容となっております。小・中学校につきましては、再編計画に基づく再編整備を行うとともに、学校施設の改修及び改築を進めていくという考えでございます。

教育センターにつきましては、令和3年度に子ども・若者支援センターと複合施設へ移転をするものでございます。また33 ページでは保育園、保育室、幼稚園の考え方を示しておりますのでご覧ください。34 ページでは児童館、キッズ・プラザ、学童クラブの考え方を示しております。

またちょっと飛ばしまして、42 ページからでございます。主な施設の配置・活用の考え方ということで、こちらも12月にお示ししたものと同じような内容になりますが、まずその2-1というところ、教育センターにつきましては、新しくできます子ども・若者支援センター、そちらのほうに移転をするという計画でございます。

それから2-4、43 ページでございます。小・中学校の改築につきましても、中野第一小学校初め5校につきましては、今後の改築の代替校舎ということで活用する考えでございます。

それから44 ページでは、児童館、中高生向け施設の整備ということで、今後の展開について示してございます。現在児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ、それぞれございますけれども、さらに今後児童館につきましては、新たな機能を備えた児童館ということで、各中学校区に1館、それからキッズ・プラザについては小学校に併設をするということ。それから中高生向け施設ということでは、産業振興センター跡の交流拠点を活用した整備を検討してまいります。こうした考え方で、今後の整備を図っていく考えでございます。

45 ページでは、現在の中学校、小学校、児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ、それぞれの配置を中学校区ごとに示してございますが、5年後につきましては、学校の再編ですとか改築に伴いまして、新たにキッズ・プラザができるということがありますし、それに伴って児童館の配置、これらの検討も進めているところでございます。

それから、その後はまたちょっと飛ばしていきまして、48 ページからは、今後10年間の想定スケジュールということで、各施設の今後のスケジュールを示してございます。

51 ページからは小・中学校のところのスケジュールですが、この記載は今のところ調整中ということになってございます。現在並行して策定を進めております小・中学校の整備計画、これの検討と併せて示していきたいと思っておりますので、その時点でこちらの計画にも、今後のスケジュールを記載していきたいという考えでございます。

全体については、今後この素案たたき台につきましては、素案を3月に策定し、6月には案、それで8月には策定ということで進めてまいりたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたら、お願いをいたします。

伊藤委員

先ほど別の件のパブリック・コメント手続でも、プレーパークとか、子どもの関連施設

の充実ということを言われていたのですけれども、多分そういうことも盛り込まれているのだと思いますが、今後いろんなことが変わっていく中で、そういった今考えているものは、今考えられていることの中でつくられているので、そういった新たなニーズに応えるような余地というのは、どんな形で確保されるのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

企画課長

この計画そのものは今素案たたき台という段階でございます。8月には策定をしたいということですので、この後に素案の段階では意見交換会行いまして、またパブリック・コメント手続なども経ていきます。そのときにも様々ご意見いただくとお思いますし、並行してこの、それこそ教育委員会の場合であるとか、あるいは区議会のほうでも様々ご意見いただくかとお思いますので、そうしたことを受けとめながら策定をしまいたいと考えております。

また、この計画そのものは、現時点で考えられる今後の計画でございまして、さらに検討していかなくてはならない施設もございしますので、今後必要に応じて見直しをしていくということも想定をしております。

入野教育長

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了したいと思います。

ここで、企画課長は退席していただければと思います。ありがとうございました。

ここでお諮りいたします。

議決事件の1番目、第9号議案「令和2年度 中野区教育委員会表彰 表彰状被表彰者の決定について」は、人事にかかわる案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、非公開と決定しました。

それでは、傍聴の方々が退出する前に、事務局から次回開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回開催につきましては、2月12日(金)10時から当教育委員会室にて予定してご

ございます。

入野教育長

それでは、ここで傍聴者の方々につきましては、順次ご退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして、教育委員会第3回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前 11 時 32 分閉会